



土木建築行政の概要

平成 29 年度

《別冊資料》



# 目 次

## 第1章 道 路

1 道路の概要	3
2 道路の整備方針	5
3 広島県道路整備計画 2016	5
4 平成 29 年度事業の内容	6
5 主要道路事業の内容（一般国道・地方道の整備）	7
6 道路の維持管理	8

## 第2章 河川・ダム

1 河川の概要	13
2 河川の整備方針（ひろしま川づくり実施計画 2016 の概要 （平成 28 年度～平成 32 年度））	14
3 災害の防止・軽減対策の充実・強化（チャレンジⅠ）	14
4 自助，共助，公助による地域防災力の向上（チャレンジⅡ）	15
5 既存施設の適確な運用・管理による安心・安全の継続（チャレンジⅢ）	17
6 河川環境の保全と川らしさ復元（チャレンジⅣ）	18
7 水辺空間を活用した賑わいづくり（チャレンジⅤ）	18
8 ダムの概要	19
9 ダムの維持管理等	21

## 第3章 砂防・地すべり・急傾斜地

1 砂防関係事業の概要と整備方針	25
2 平成 29 年度事業の内容	27
3 砂防関係施設の維持管理	27

## 第4章 海 岸

1 海岸の概要	31
2 海岸の整備方針	31
3 平成 29 年度事業の内容	32
4 海岸の維持管理	32

## 第5章 空 港

1 広島空港の概要	35
2 広島ヘリポートの概要	39

## 第6章 港湾・漁港

1 港湾の概要	43
2 漁港の概要	47
3 検潮所設置状況	49
4 海域の管理	49

## 第7章 都市

1	都市行政の課題	53
2	都市行政の基本方針	53
3	都市計画の概要	55
4	都市環境の整備	56
5	宅地開発	56
6	街路事業	58
7	市街地開発事業等	59
8	公園事業	61
9	下水道事業	63

## 第8章 建築

1	施策方針	69
2	建築基準行政	69
3	建築審査会	70
4	建築設計・工事監理業務の適正化	71
5	宅地建物取引業	72
6	県補助事業（耐震・がけ近）	73
7	福祉のまちづくりの推進	73
8	広島県耐震改修促進計画（第2期計画）	73
9	建築動態統計調査受託業務	74
10	建築物省エネルギー消費性能向上の申請業務	75
11	長期優良住宅の認定業務	75
12	低炭素建築物の認定業務	75

## 第9章 住宅

1	住宅事情の概要	79
2	「住生活基本計画（広島県計画）」の概要	81
3	主要住宅施策	82
4	住宅建設事業等	83
5	県営住宅の管理状況等	85

## 第10章 営繕

1	営繕工事の概要	89
2	魅力ある建築物創造事業	90
3	営繕工事の執行状況	94

## 第11章 災害復旧

1	災害復旧事業の概要	99
2	災害復旧事業の査定状況	99
3	広島県の主要災害（昭和20年以降）	100

## 第12章 公共用地・土地収用

1 公共用地の取得	103
2 公共事業における用地取得実績	105
3 土地収用制度の活用	105

## 第13章 建設業

1 建設産業の課題に対する取組	109
2 建設業の許可	109
3 経営に関する事項の審査	110
4 入札参加資格審査	110
5 指名業者の選定及び建設業者の育成指導	111
6 入札・契約制度の改善	111
7 建設工事の紛争処理	111
8 建設機械の打刻及び検認	112
9 浄化槽工事業の届出・登録	112
10 解体工事業者の登録	112
11 建設工事の統計調査	112

## 【参考資料】

1 平成29年度土木建築局関係事業負担率表	115
2 土木建築局の事務・権限移譲について	121
3 土木建築局関係行政委員会等	122



# 第1章 道路



東広島・呉自動車道 大多田 I C 開通式





## 1 道路の概要

本県の道路網は、広域的な高速道路ネットワークを形成する高規格幹線道路として、中国縦貫自動車道、山陽自動車道（一部一般有料道路を含む。）、中国横断自動車道広島浜田線（一部暫定2車線）、西瀬戸自動車道（瀬戸内しまなみ海道）（一部暫定2車線）に加え、平成27年3月に中国横断自動車道尾道松江線（中国やまなみ街道）（暫定2車線）、東広島・呉自動車道（暫定2車線）が開通したことにより、井桁状の高速道路ネットワークが形成され、このうち、高速自動車国道については全国第4位の390kmが供用されている。

これらの高規格幹線道路を補完し、地域相互間の交流を促進する地域高規格道路については、「計画路線」として福山環状道路、東広島高田道路等の12路線、「候補路線」として益田廿日市道路等の4路線が指定されている。また、広島都市圏における自動車交通の定時性、高速性を強化するため、平成9年に県・広島市共同出資により設立した広島高速道路公社において、これまでに広島高速1号線、2号線、3号線、4号線の計25kmを供用しており、残る5号線4kmについて事業を進めている。

次に、一般国道については、大阪市と北九州市を結ぶ一般国道2号及び広島市と松江市を結ぶ一般国道54号がそれぞれ東西・南北の主要幹線を形成しており、これらに加えて、一般国道31号、182号、183号等が県内各都市及び隣接県、島しょ部を連絡している。

さらには、これらの一般国道20路線を補完する地域の幹線道路の役割を担う主要地方道76路線と一般県道285路線、市町道62,530路線をもって道路網を形成し、その実延長は約28,780kmとなっている。

### (1) 道路の管理区分

区分 道路の種類別		路線の指定 設定の権限	道路管理者	根拠規定	備考	
高速自動車国道		内閣	西日本高速 道路株式会社 国土交通大臣	高速自動車国道法第4条 " 第6条 道路整備特別措置法		
一般 国道	本州四国 連絡道路	内閣	本州四国連絡 高速道路株式会社	道路法第5条 道路整備特別措置法		
	指定区間	内閣	国土交通大臣	道路法第5条 " 第12条, 第13条		
	指定区間外	広島市の 区域外	内閣	県	道路法第5条 " 第12条, 第13条	
		広島市の 区域	内閣	広島市	道路法第5条 " 第17条	
	有料道路	内閣	広島県道路公社	道路法第5条 道路整備特別措置法		
県 道	下記以外	知事	県	道路法第7条 " 第15条		
	有料道路	知事	広島県道路公社 広島高速道路公社	道路法第7条 道路整備特別措置法		
	広島市の 区域	知事	広島市	道路法第7条 " 第17条		
	三次市の 区域の一部	知事	三次市	道路法第7条 " 第17条2項	三次市内で起終点が完結する一般県道20路線	
市 町 道	下記以外	市町長	市町	道路法第8条 " 第16条	過疎地域活性化特別措置法及び半島振興法による道路管理の代行（県）がある。	
	有料道路	市町長	広島高速道路公社	道路法第8条 道路整備特別措置法		

### (2) 道路の現況

広島県内の道路種別道路現況などについては、下記のリンク先に掲載している。

広島県 HP(リンク)→ <https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/96/1216015935525.html>

広島県の主な道路（平成 28 年 3 月 31 日 現在）



## 2 道路の整備方針

本県では、井桁状高速道路ネットワークの形成により、産業・観光面等、県全域で様々な効果があらわれはじめており、今後はこの井桁状高速道路ネットワークという強みを最大限に活かした道路整備に取り組む必要がある。

そうした中、本県では、県の総合計画である「ひろしま未来チャレンジビジョン」が目指す広島県の将来像を実現するため、社会資本マネジメントの基本方針として策定している「社会資本未来プラン」の道路分野の整備計画として、平成28年3月に策定した「広島県道路整備計画2016」に基づき、計画的で着実な道路整備を推進することとしている。

## 3 広島県道路整備計画2016

### (1) 取組方針

本計画では、井桁状高速道路ネットワークの活用と次に掲げた7つの施策に基づく取組を道路整備の取組方針とし、選択と集中に基づく事業実施箇所の選定を行った上、早期効果の発現、コスト削減、地域と一体となった取組を実施することにより計画的で着実な道路整備を推進する。また、進捗状況の点検・評価としてPDC Aサイクルの実施やストック効果の検証を行い、社会情勢の変化に柔軟に対応する。

### 7つの施策と取組の方向

施策	取組の方向
①広域的な交流・連携基盤の強化	○企業活動を支える物流基盤の整備 ○グローバルゲートウェイ機能の強化
②集客・交流機能の強化	○観光周遊を促す道路ネットワークの形成
③災害に強い道路ネットワークの構築	○緊急輸送道路ネットワークの機能強化 ○災害対応能力の向上に資する多重型道路ネットワークの形成
④総合的な交通安全対策の推進	○通学路における交通安全対策の推進 ○交通事故危険箇所の対策
⑤持続可能なまちづくりに資する道路整備	○渋滞を緩和する道路の整備と市街地を一体化する鉄道との立体交差化 ○豊かな地域づくりを支える道路の整備
⑥道路機能の有効活用	○小規模な改良による既存道路の有効活用 ○スマートICの整備等による高速道路の有効活用 ○しまなみを核としたサイクリングネットワークの形成とサイクリストの受入環境向上 ○道の駅を活用した地方創生の取組
⑦道路施設の適正な維持管理	○道路施設の日常的な維持管理の適切な実施 ○道路施設の戦略的な維持管理の推進 ～インフラ老朽化対策の本格実施～

### (2) 事業実施箇所の選定

改築系事業については、「費用対効果」(B/C)、「施策貢献度」、「実施環境」の3項目による事業評価を行い、それに基づき優先順位を明確にした上で、優先度の高いものから順に整備を進める。

交通安全事業については、事故危険個所の対策や通学路交通安全プログラムに基づく整備を基本とし、補修系事業については、修繕方針や施設の点検結果に基づき、緊急性の高い箇所を優先的に整備する。

4 平成 29 年度事業の内容

(単位：千円)

事業名		区 分	予 算 額	事 業 内 容 等
公 共	交通安全施設等整備事業		1,655,000	歩道, 自転車歩行者道, 交差点改良
	道路災害防除事業		2,542,000	橋梁耐震補強, トンネル補修, 法面防災対策等
	除 雪 事 業		109,000	県管理道路の除雪費
	道 路 改 良 事 業		7,530,000	一般国道 313 号神辺バイパス(福山市)ほか 57 箇所
	市町道路事業指導監督費		24,000	国土交通省道路局所管市町補助事業に係る指導監督事務費
	計		11,860,000	
修 繕 持	道 路 改 修 費		7,873,000	県管理道路の維持修繕工事等
	計		7,873,000	
単 独	交通安全施設等整備事業		496,000	歩道, 自転車歩行者道, 交差点改良, 道路照明, 道路標識, 防護柵, 区画線等の設置
	道 路 改 良 事 業		5,232,000	幹線道路, 生活道路等の整備促進
	道路改修計画調査費		30,000	広域ネットワークの確立に係る計画調査等
	道路改良関連事業費		5,600	電線共同溝工事に係る, 電気, ガス管等の埋設工事
	計		5,763,600	
そ の 他	広島高速道路公社 出資金・貸付金		2,075,000	広島高速道路公社による広島都市圏の自動車専用道路網整備に伴う県の出資金・貸付金
	市町土木工事受託費		114,100	市町事業の受託工事に係る経費 一般国道 487 号改良工事ほか4箇所
	計		2,189,100	
県 事 業 計			27,685,700	
直轄国道改修費等負担金			4,369,083	一般国道 2 号, 31 号, 54 号, 183 号, 185 号, 375 号及び中国横断自動車道尾道松江線
計			32,054,783	

事業名		区 分	当初予算額	説 明
担 債 行 務 為 負	工事請負契約関係		限度額 2,957,000 千円 期 間 平成 29～31 年度	一般国道 433 号道路改良事業ほか 7 件
	債務保証関係		限度額 15,985,690 千円 期 間 平成 29～49 年度	広島高速道路公社 15,986 百万円

## 5 主要道路事業の内容（一般国道・地方道の整備）

### (1) 一般国道2号バイパスの建設促進

区 分	福 山 道 路	安芸バイパス※	東広島バイパス※	広島南道路	岩国大竹道路	木原道路
事業主体	国土交通省					
事業期間	平成13年度～	平成7年度～	昭和50年度～	平成元年度～	平成13年度～	平成15年度～
区 間	笠岡市茂平～ 福山市赤坂町	東広島市 八本松町～ 広島市安芸区 上瀬野町	広島市安芸区 上瀬野町～ 安芸郡海田町	安芸郡海田町～ 廿日市市地御前	大竹市小方町～ 岩国市山手町	尾道市福地町～ 三原市糸崎町
総延長	16.5km	7.7km	9.6km	23.3km	9.8km	3.8km
車線数	4車線 (暫定2車線)	4車線 (暫定2車線)	4車線 (暫定2車線)	4～6車線 (暫定2車線)	4車線 (暫定2車線)	4車線 (暫定2車線)
平成29年度 事業費	139百万円	2,310百万円	2,273百万円	330百万円	1,439百万円	1,945百万円
平成29年度 事業内容	用地買収	調査設計・ 用地買収・工事	調査設計・ 用地買収・工事	調査設計	調査設計・ 用地買収・工事	調査設計・工事

※広島市区間含む

### (2) 広島高速道路の建設促進

区 分	広島高速1号線 (安芸府中道路)	広島高速2号線 (府中仁保道路)	広島高速3号線 (広島南道路)	広島高速4号線 (広島西風新都線)	広島高速5号線 (東部線)
事業主体	広島高速道路公社（平成9年6月3日設立）				
事業期間	平成9年度～				
区 間	広島市東区福田町 ～ 東区温品二丁目	広島市東区温品町 ～ 南区仁保沖町	広島市南区仁保沖町 ～ 西区観音新町四丁目	広島市西区中広町 一丁目 ～ 安佐南区沼田町大字 大塚	広島市東区温品町 ～ 東区二葉の里三丁目
総延長	6.5km	5.9km	7.7km	4.9km	4.0km
車線数	4車線	4車線 (暫定2車線)	4車線 (暫定2車線)	4車線	4車線 (暫定2車線)
平成29年度 事業費	—	—	—	—	8,300百万円
平成29年度 事業内容	—	—	—	—	測量試験・ 用地補償・工事

## 6 道路の維持管理

本県が維持管理している国道及び県道は、合わせて 334 路線、実延長 4,170 km である。

近年、交通量は、やや減少傾向であるものの、車両の大型化・重量化により道路の損傷等が著しい。

このような状況の中、道路の安全かつ円滑な交通の確保と沿道の生活環境の保全を図るため、各建設事務所において、定期的あるいは随時、道路パトロールを実施し、危険箇所の点検や不法占用物件の除去、路面等の異常の早期発見・補修等に努めている。

また、橋梁・トンネルの補修や法面斜面の落石防止等の事業を計画的に実施している。

### 平成 29 年度道路の維持管理関係予算額

(単位：千円)

区 分	種 別	事 業 内 容	予 算 額
道 路 改 修 費	道路災害防除	橋梁・トンネルの補修、法面斜面の落石防止等の防災対策（安全な道路の確保）	1,494,500
	舗装道補修	舗装道補修、沿道環境の保全等（安全で快適な交通環境の確保）	1,200,000
	道路施設維持	道路構造物及び道路附属施設の維持、道路環境保全、電力料等	5,132,790
	道路管理費	道路保険、公物管理、台帳付図修正事務等	45,710
	合 計		7,873,000

最も基礎的な社会資本である道路は、一般交通の用に供するという交通機能を有すると共に、電気、ガス、上下水道等の公共公益施設を収容する公共空間としての機能を有している。

こうした貴重な道路施設がその機能を発揮し、住民の福祉を維持増進する公共財として適正に利用されるように管理する必要がある。

このため、道路の整備、利用、保全など道路の管理に関する基本法である道路法（昭和 27 年法律第 180 号）に基づき、道路の範囲を確定する区域決定・変更や、一般交通の用に供する場合に必要な供用開始等の手続きを行っている。

### 平成 28 年度区域決定・変更・供用開始件数一覧

	西部	呉	廿日市	安芸太田	東広島	東部	三原	北部	庄原	計
区域決定・変更・供用開始件数	8	17	11	8	21	15	20	7	8	115

※ 一般的に「道路」とは、一般公衆の通行の用に供されている道路形状をした施設全般を指していると考えられるが、道路法にいう道路とは、高速自動車国道、一般国道、都道府県道、市町村道の 4 種をいい、固有の目的を持った道路である農道、林道等とは区別される。

これら道路において、沿道利用者の社会経済活動に必要な道路の改築工事の承認や、公益事業者の事業活動に必要な電柱や水道管等の工作物を道路内へ設置使用するための占用許可等を行うとともに、事故等によって道路を損傷した者に対して、これを復旧するように命じている。

なお、道路の構造を保全し、交通の危険を防止するため、車両の制限についての基準が政令で定められており、この基準を超える特殊な車両については一定の条件のもとに通行を許可している。

また、道路と隣接する民有地との境界を明確にするための境界の確認を行い、公共財である道路の適切な財産管理を行っている。

#### 平成 28 年度道路関係許可等件数等一覧

	西部	呉	廿日市	安芸 太田	東広島	東部	三原	北部	庄原	計
道路改築承認	41	22	14	9	35	77	38	13	15	264
道路占用許可	新規	313	295	128	106	342	552	487	165	2,553
	更新	315	128	168	257	568	282	388	177	2,395
道路工事施工命令	55	49	43	43	140	175	218	36	84	843
特殊車両 通行許可	新規	99	41	27	7	297	317	316	62	1,221
	更新	25	26	11	0	15	91	101	8	285
	協議	294	314	139	292	126	652	881	216	3,021
小計	1,142	875	530	714	1,523	2,146	2,429	677	546	10,582
境界立会	49	22	24	27	74	135	111	9	16	467
境界確定協議	33	19	18	19	46	104	67	3	2	311
小計	82	41	42	46	120	239	178	12	18	778
境界確定証明	10	2	0	0	3	50	12	0	0	77
その他各種証明	4	0	1	0	20	5	4	0	0	34
小計	14	2	1	0	23	55	16	0	0	111
計	1,238	918	573	760	1,666	2,440	2,623	689	564	11,471

また、ボランティア活動に意欲を持つ住民や企業などの団体を「アダプト活動(注)団体(マイロード団体)」に認定し、契約を締結したうえで、県管理道路の一定区間の清掃や緑化・草刈等をしていただく制度「マイロードシステム」を平成12年度から実施している。

これまで、順調に活動団体数及び会員数が増加してきているが、道路環境の維持・向上だけでなく、地域活性化にも寄与するものであるため、今後とも、新しい官民協働による仕組みとして積極的に推進することとしている。

さらに、アダプト活動を支援する目的で設立された「NPO法人ひろしまアダプト」と連携・協力して、普及・啓発に努めている。また、活動を奨励するため、平成20年度からひろしまアダプト活動支援(奨励金交付)事業を実施している。

(注)アダプト活動：アダプトが「養子縁組をする」という意味から、住民等が主体となって清掃・緑化・草刈活動等を中心に公共空間をわが子のように面倒をみていく活動

○ 平成28年度末現在の認定団体数等

629団体(参加人員 20,633名 活動延長 594.6km)





## 第2章 河川・ダム



庄原ダム（庄原市）



総合流域防災事業 一級河川太田川水系 新安川(広島市)



## 1 河川の概要

県内には、北西から南東、北東から南西に向う数条の断層谷に沿って流れる大小5,200余の河川があり、江の川水系にあっては日本海に流下し、その他は瀬戸内海に注いでいる。太田川・芦田川・江の川を除いてその多くは比較的小規模なものである。

これらの河川のうち河川法の適用を受ける河川は、一級河川が太田川水系ほか4水系の368河川、流路延長は2,442.6kmで、二級河川は八幡川水系ほか46水系の137河川、流路延長は627.7kmとなっている。

このほか、河川法が準用される河川として、市町長が指定、管理している準用河川が194河川あり、その流路延長は183kmとなっている。

これらの河川の管理に当たっては、河川法に基づき、洪水、高潮等による災害の防止、河川の適正な利用と流水の正常な機能の維持及び河川環境の整備と保全がされるよう努めるとともに、国土の保全と開発に寄与し、公共の安全を保持するよう努めている。

### (1) 河川の管理区分

種 別	指 定 権 者	管 理 者
一級河川（指定区間外）	国 土 交 通 大 臣	国 土 交 通 大 臣
一級河川（指定区間）	国 土 交 通 大 臣	県 知 事
二 級 河 川	県 知 事	県 知 事
準 用 河 川	市 町 長	市 町 長

### (2) 河川の現況

(平成29年3月31日 現在)

水系名	県知事管理河川		国土交通大臣直轄管理河川		県内の法河川		
	河川数	流路延長(km)	河川数	流路延長(km)	河川数	流路延長(km)	
一級河川	太田川	70	467.979	9	129.37	74	597.349
	江の川	172	983.383	9	113.39	173	1,096.773
	芦田川	82	344.779	3	61.15	82	405.929
	高梁川	29	237.87			29	237.87
	小瀬川	9	81.26	2	23.45	10	104.71
	計	362	2,115.271	23	327.36	368	2,442.631
二級河川	八幡川	4	39.131			4	39.131
	瀬野川	5	44.60			5	44.60
	二河川	2	21.10			2	21.10
	堺川	2	6.222			2	6.222
	黒瀬川	23	104.95			23	104.95
	野呂川	3	13.481			3	13.481
	木谷郷川	2	4.208			2	4.208
	賀茂川	3	30.569			3	30.569
	沼田川	45	225.90			45	225.90
	和久原川	2	5.26			2	5.26
	藤井川	3	27.41			3	27.41
	本郷川	2	15.10			2	15.10
	羽原川	2	6.90			2	6.90
	新川	2	3.50			2	3.50
	山南川	2	5.05			2	5.05
	永田川	3	3.22			3	3.22
大正川	2	2.679			2	2.679	
単独河川	30	68.377			30	68.377	
計	137	627.657			137	627.657	
合計	499	2,742.928	23	327.36	505	3,070.288	

## 2 河川の整備方針（ひろしま川づくり実施計画 2016 の概要（平成 28 年度～平成 32 年度））

### (1) 基本方針

「ひろしま川づくり実施計画 2016」は、県の総合計画である「ひろしま未来チャレンジビジョン」が目指す県土の将来像を実現するための社会資本マネジメントの基本方針として策定している「社会資本未来プラン」の河川部門の事業別整備計画として策定した。

本県の河川事業が取り組むべき課題克服のため、次の 5 つのチャレンジを施策の柱として掲げ、取り組むこととしている。

### (2) 施策

#### チャレンジⅠ 災害の防止・軽減対策の充実・強化

- ① 事業箇所別の優先度の明確化と創意工夫による早期効果発現
- ② 河口部の地震・高潮対策事業の重点化

#### チャレンジⅡ 自助、共助、公助による地域防災力の向上

- ① ソフト対策による災害対応力と地域防災力の向上
- ② 防災情報の普及促進や出前講座の実施
- ③ 洪水浸水想定区域の見直し
- ④ 堤防の浸透・侵食に係る監視強化

#### チャレンジⅢ 既存施設の適確な運用・管理による安心・安全の継続

- ① 既存施設の適確な運用・管理
- ② 堆積土等の定期的な調査、管理基準の設定、別途 5 ヶ年の除去に関する計画の策定
- ③ ダムの放流エネルギーを利用した小水力発電によるダム管理機能の向上

#### チャレンジⅣ 河川環境の保全と川らしさ復元

- ① 水辺の魅力復元と多自然川づくり

#### チャレンジⅤ 水辺空間を活用した賑わいづくり

- ① 水辺空間の利活用の促進

## 3 災害の防止・軽減対策の充実・強化（チャレンジⅠ）

### (1) 平成 29 年度予算

(単位：千円)

		事業名	予算額	説明
河川事業	公	河川改修事業	1,549,270	手城川(福山市)ほか29箇所の護岸、築堤工事等
		都市小河川改修事業	42,000	小河原川(広島市)の付替橋梁工事
		地震・高潮対策事業	483,000	京橋川・猿猴川(広島市)の防潮堤工事等
		情報基盤整備事業	61,000	
		小計	2,135,270	
	単	河川改良事業	1,147,000	浸水個所の再度災害防止、災害の未然防止など緊急を要する箇所の整備
		小計	1,147,000	
	その他	市町土木工事受託費	178,000	府中大川(広島市)ほか5箇所の市町道橋の架換工事等の受託
		小計	178,000	
	直轄負担金		964,867	太田川水系、芦田川水系、江の川水系及び小瀬川水系における直轄管理区間の護岸、築堤工事等
合計		4,425,137		

### (2) 主要河川事業の内容（県事業）

治水事業は県民の生命と財産を守る、最も根幹的な事業である。このため、これまで河川改

修事業やダム建設事業で、治水施設の整備を計画的に進めてきたが、河川の整備には長い期間を要するため、洪水や高潮による氾濫の恐れのある河川が、未だ多く残っている。

このため、事業の実施箇所の選定にあたっては、客観的な評価により事業箇所ごとの優先度を明確にした上で、優先度の高い箇所から整備を図り、施工の工夫などを行うことで「事業効果の早期発現」を目指すこととしている。

### ① 河川改修事業

流域の都市化が進展している河川や、近年に甚大な浸水被害を受けた河川において、流下断面を広げるなどにより洪水を安全に流下させる河川改修事業を推進する。

堺川（内神川：呉市）、沼田川（三原市）、江の川（北広島町）、手城川（福山市）等

### ② 地震・高潮対策

瀬戸内海沿岸都市街地を高潮や津波による被害から守るため、河口部において耐震化や高潮堤の整備を進める。

京橋川・猿猴川（広島市）等

## (3) 国直轄河川改修事業の工事概要

### ① 太田川

広島市街地を洪水から守るため、昭和7年度から太田川放水路工事に着手し、昭和42年度に概成した。平成13年度には、支川滝山川で温井ダムが完成している。

現在は、高潮対策として天満川等の高潮堤防の整備や、矢口地区の排水機場のポンプ増設等が行われている。

### ② 江の川

昭和28年から八千代町（現安芸高田市）下土師から三次市までの区間について改修工事が行われ、昭和48年度には土師ダムが、平成18年度には馬洗川の支川上下川で灰塚ダムが完成し、洪水調節等に大きな役割を果たしている。

現在は、三次市において堤防整備が行われている。

### ③ 芦田川

大正12年から昭和41年にかけて中下流部の改修工事が実施され、堤防は一定の水準で整備されている。平成9年には八田原ダムが完成し、洪水調節等が行われている。

現在は、上流部において、流下能力確保のため、堤防整備等が行われている。

### ④ 小瀬川

昭和43年から改修工事に着手し、下流部の河道は概成している。また、平成2年度には弥栄ダムが完成し、洪水調節等が行われている。

現在は、中流部の流下能力確保のため、引堤等が行われている。

## 4 自助、共助、公助による地域防災力の向上（チャレンジⅡ）

気象台から大雨警報、高潮警報、洪水警報、津波警報が発せられた場合、国土交通省及び広島県が気象台と共同で洪水警報を発した場合、その他知事が必要と認めるときは、土木建築局に水防県本部を、また各建設事務所（支所）及び広島港湾振興事務所に水防地方本部（水防県本部及び各水防地方本部にはその内部組織として、それぞれ庶務班、資材班、情報連絡班、水防対策班を置く。）を設置し、洪水又は高潮に対し、水災を警戒し、防御し、これによる被害の軽減に努めている。

### (1) 水防活動

市町の水防活動の指針となる県水防計画を毎年見直し、情報連絡体制や重要水防箇所所周知を図っている。平成 29 年度の重要水防箇所は次のとおりである。

区 分	所轄事務所数	重要水防箇所		備 考
		箇所数	延長 (km)	
直轄管理	3	(254) 644	324.25	( ) は、工作物を重要水防箇所指定したもので、外書き
県管理	10	252	371.79	
合計	13	(254) 896	696.04	

※重要水防箇所には、海岸も含む。

### (2) 洪水予報の運用開始

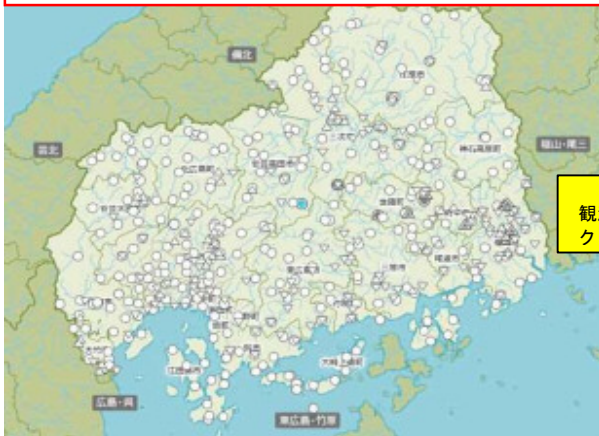
平成 16 年度から沼田川、黒瀬川において洪水予報を開始し、迅速な水防活動や、住民の避難を支援している。

洪水予報河川	洪水予報指定区間
沼田川	河口～三原市本郷町船木
黒瀬川	河口～二級ダム

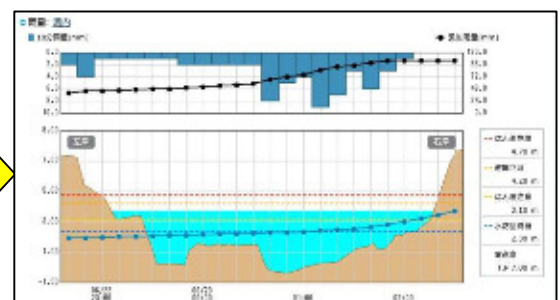
### (3) 河川防災情報の提供

住民の適切な避難行動や市町の迅速な水防活動を支援するため、雨量・水位等のリアルタイム情報、高精度レーダ雨量情報及び洪水浸水想定区域図等の防災情報について、河川防災情報システムにより公表している。

広島県河川防災情報システム TOP : <http://www.kasen-bousai.pref.hiroshima.lg.jp/rivercontents/>



観測局を  
クリック

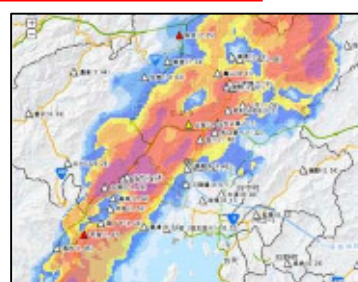


雨量・水位の観測データのグラフ表示

洪水ポータルひろしま : <http://www.kouzui.pref.hiroshima.lg.jp/portal/>



洪水浸水想定区域図



X R A I N (高精度降雨観測情報)

#### (4) 洪水浸水想定区域の見直し

近年の局地的豪雨の頻発を踏まえ、浸水想定区域図について、当該河川の計画降雨に加え、新たに「想定し得る最大規模の降雨」に対する洪水浸水想定区域を指定・公表する。また、これを基とした市町の洪水ハザードマップの作成に関する技術的支援を行う。

沼田川（東広島市）、南原川（広島市）、瀬戸川（福山市）等

### 5 既存施設の適確な運用・管理による安心・安全の継続（チャレンジⅢ）

#### (1) 河川の維持

県が管理している河川は、一級河川、二級河川合わせて 499 河川、流路延長 2,742.9km である。堤防・護岸などの河川管理施設の計画的な維持修繕を継続するとともに、排水機場などの大型施設については、長寿命化計画に基づいた点検・整備・更新を行っていく。また河川内の堆積土や樹木については、「河川内の堆積土等除去計画」により、計画的な除去を進めることで、浸水被害を最小限に抑える。

平成 29 年度河川維持修繕実施計画

（単位：千円）

区 分	種 別	内 容	予 算 額
河川維持 修繕費	河 床 掘 削	河床堆積土砂の掘削，除去	2,328,000
	護 岸 修 繕	老朽護岸の修繕	
	維持管理費等	河川管理施設の維持管理費等	

#### (2) 河川の管理

河川の管理にあたっては、河川法に基づき、洪水・高潮等による災害の防止、河川の適正な利用と流水の正常な機能の保持及び河川環境の整備と保全がなされるように努める。

河川法に基づく管理事務については、河川は公共用物として一般公衆の自由使用に供されるべきものであり、原則としてその排他的かつ独占的な使用は認められないことを基本としつつ、一方で新たな目的である環境という視点から、地域づくりや街づくり等に資するものについては、河川の多様な利用を推進する。

河川関係許可等件数等一覧（平成 28 年度）

	西部	呉	廿日市	安芸太田	東広島	東部	三原	北部	庄原	計	
河川法許可（20条）	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
河川法許可（23条）	新規	0	0	1	0	0	1	0	2	4	
	更新	4	0	0	6	4	4	1	0	23	
河川法許可（24・26・27条）	382	42	29	50	109	176	149	70	86	1,093	
河川法許可（24条）	更新	604	125	155	96	222	298	388	162	115	2,165
河川法許可（34条）	5	1	1	0	8	5	18	1	0	39	
普通河川等の工事許可	58	1	18	12	6	2	2	4	0	103	
小 計	1,053	169	203	165	349	485	562	238	203	3,427	
境界立会	58	7	10	10	26	37	25	3	4	180	
境界確定協議	39	6	7	7	23	24	15	3	3	127	
小 計	97	13	17	17	49	61	40	6	7	307	
境界確定証明	4	0	0	0	2	9	2	0	0	17	
小 計	4	0	0	0	2	9	2	0	0	17	
計	1,154	182	220	182	400	555	604	244	210	3,751	

河川管理施設の適切な管理や 河川利用の調整を図るとともに、河川敷地に存在する不法占用物件の除却に努め、公共用物としての河川の適正な管理を推進する。

特に、河川区域内のプレジャーボートの不法係留は、広島市域を中心に社会的な問題となっているが、平成 10 年度には、関係機関と共同で「太田川水系不法係留船対策に係る計画」を策定し、県管理河川では京橋川の上流部に重点的撤去区域を設定した。

平成 12 年度から平成 22 年度に順次、重点的撤去区域を拡大するなど、計画的かつ段階的に不法係留の解消に向けて取組を継続している。また、河川法施行令の改正に伴い重点的撤去区域を指定している 6 河川について、平成 26 年度から船舶の指定及び罰則の適用対象とし、平成 27 年 8 月に猿猴川における不法係留施設に対する行政代執行を実施した。今後も、不法係留船対策の一層の強化・推進を図り、厳正かつ積極的に不法係留の解消を進めているところである。

また、河川における住民やNPO法人等の河川清掃美化ボランティア活動への参画気運を高めるよう、活動を行う住民やNPO法人等をアダプト活動団体（ラブリバー活動団体）として認定する広島県アダプト制度（広島県ラブリバー制度）を平成 14 年度より実施している。

今後とも、ひろしまアダプト活動支援事業により認定団体を積極的に支援し、地域での行政と住民との協働体制づくりを推進する。（平成 28 年度末現在認定団体数 351 団体）

## 6 河川環境の保全と川らしさ復元（チャレンジⅣ）

### 多自然川づくりと良好な水辺づくり

河川が本来有している生物の生息・生育・繁殖環境及び多様な河川景観を保全・創出する「多自然川づくり」をすべての川づくりの基本とし、また、地域の人々が河川空間を憩いの場や自然に触れ合う場として活用できるよう、親しみやすい川づくりに努める。

玖島川（廿日市市）、国兼川（庄原市）等

## 7 水辺空間を活用した賑わいづくり（チャレンジⅤ）

### 美しい川づくり

広島都市圏の魅力づくりや中枢拠点性の向上の視点から、市街地再開発事業など新たな集客が期待されている広島駅前周辺の水辺が魅力的な空間となるよう、広島県と広島市が連携して、「美しい川づくり」に取り組む。

猿猴川（広島市）



「美しい川づくり」  
取組図



## 8 ダムの概要

県民を洪水から守るための抜本的な治水対策並びに安定的かつ安全で良質な水の供給に適切に対応できる水資源を確保するため、地域に密着した効果的なダムの建設を進め、現在12ダム（県管理）を運用している。

また、その機能が十分発揮できるよう適正な管理に努めるとともに、親しまれるダム湖の創出を目指して、ダム貯水池の景観保全や貯水池内の水質保全対策の推進を図る。

### 広島県のダム（国土交通省所管）

種別	ダム名	事業者	水系及び河川名	位置	目的	型式	ダムの諸元					目的の主な内容		施工年度	総事業費 (百万円)
							堤高 (m)	堤頂長 (m)	集水面積 (km <sup>2</sup> )	総貯水量 (千m <sup>3</sup> )	有効貯水量 (千m <sup>3</sup> )	洪水調節量 (m <sup>3</sup> /S)	開発水量 (m <sup>3</sup> /日)		
既設のダム	二級ダム	広島県	黒瀬川	呉市郷原町	I.P.W	重力式 コンクリート	32.0	89.0	232.0	1,295	932	—	12,000	S16～S18	1.02
	小瀬川ダム	広島県 山口県	小瀬川	廿日市市浅原 岩国市美和町	F.I.P	〃	49.0	158.0	135.0	11,400	9,900	990→400	78,000	S31～S39	1,820
	椋梨ダム	広島県	沼田川 椋梨川	東広島市河内町	F.I.P.W	〃	39.5	213.4	160.0	7,540	6,270	640→415	170,000	S35～S43	2,030
	土師ダム	国土 交通省	江の川	安芸高田市 八千代町	A.F.I. P.W.N	〃	50.0	300.0	307.5	47,300	41,100	1,900→800	300,000	S41～S48	10,010
	高瀬堰	〃	太田川	広島市安佐北区 〃 安佐南区	F.W	可動堰	5.5	273.0	1,480.0	1,980	1,780	7,500 (計画高水流量)	164,000	S45～S50	5,785
	芦田川河口堰	〃	芦田川	福山市箕島町 〃 水呑町	F.I	〃	6.0	450.0	870.0	5,460	4,960	3,000 (計画高水流量)	170,000	S44～S55	15,100
	魚切ダム	広島県	八幡川	広島市佐伯区	F.W.P.N	重力式 コンクリート	79.8	255.0	38.4	8,460	7,840	420→60	73,000	S46～S56	16,900
	弥栄ダム	国土 交通省	小瀬川	大竹市前飯谷 岩国市小瀬	F.I.W. P.N	〃	120.0	540.0	301.0	112,000	106,000	2,600→900	181,000	S46～H2	110,000
	八田原ダム	〃	芦田川	世羅郡世羅町 府中市諸毛町	F.I.W.N	〃	84.9	325.0	241.6	60,000	57,000	1,250→500	170,000	S48～H9	108,000
	温井ダム	〃	太田川 滝山川	山県郡 安芸太田町	F.W.P.N	アーチ式 コンクリート	156.0	382.0	253.0	82,000	79,000	2,900→1,100	300,000	S49～H13	175,000
	山田川ダム	広島県	芦田川 山田川	世羅郡世羅町	F.W.N	重力式 コンクリート	32.1	204.8	5.6	700	590	50→8	1,000	H2～H17	8,060
	灰塚ダム	国土 交通省	江の川 上下川	三次市三良坂町	F.W.N	〃	50.0	196.6	217.0	52,100	47,700	1,150→400	15,000	S49～H18	180,000
	福富ダム	広島県	沼田川	東広島市福富町	F.W.N	〃	58.0	292.0	53.8	10,900	9,800	290→90	20,000	S50～H21	37,070
	野間川ダム	広島県	芦田川 野間川	尾道市御調町 三原市久井町	F.W.N	〃	31.5	112.6	4.4	560	494	45→20	1,750	H5～H24	5,800
	庄原ダム	広島県	江の川 大戸川	庄原市川西町	F.W.N	〃	42.0	118.5	4.2	701	638	23→4	4,150	H12～H28	7,200
治水ダム	野呂川ダム	広島県	野呂川	呉市安浦町	F.N	〃	44.8	170.0	13.0	1,700	1,200	300→110	—	S44～S50	2,320
	御調ダム	〃	芦田川 御調川	尾道市御調町	F.N	〃	53.1	206.2	54.0	5,040	4,500	260→110	—	S48～S63	13,900
	四川ダム	〃	芦田川 四 川	福山市加茂町	F.N	〃	58.9	251.0	9.0	1,650	1,550	70→15	—	S49～H17	22,250
	梶毛ダム	〃	八幡川 梶毛川	広島市佐伯区	F.N	〃	49.0	225.6	3.5	1,060	930	50→5	—	S63～H20	16,950
	仁賀ダム	〃	賀茂川	竹原市仁賀町	F.N	〃	47.0	154.0	10.5	2,710	2,500	95→25	—	S45～H23	20,200

(注) F：治水， I：工水， W：上水， P：発電， A：農水， N：不特定



## 9 ダムの維持管理等

### (1) 県の管理ダム

県の管理に係る既設の多目的ダム及び治水ダムは、次のとおりである。

各ダムとも、ダム管理に必要な観測施設、通信警報施設及びデータ処理・操作設備等を設け、それぞれの操作規則に従ってダムを管理している。

ダム名	完成年月	管理所管	摘要
小瀬川ダム	昭和 39 年 6 月	小瀬川ダム管理事務協議会 (小瀬川ダム管理事務所)	山口県と共同管理
棕梨ダム	昭和 44 年 3 月	西部建設事務所東広島支所 (棕梨ダム管理事務所)	
野呂川ダム	昭和 51 年 3 月	西部建設事務所呉支所 (野呂川ダム管理事務所)	
魚切ダム	昭和 57 年 3 月	西部建設事務所 (魚切ダム管理事務所)	
御調ダム	平成元年 3 月	東部建設事務所三原支所	
四川ダム	平成 17 年 1 月	東部建設事務所	
山田川ダム	平成 18 年 3 月	東部建設事務所三原支所	
梶毛ダム	平成 20 年 6 月	西部建設事務所 (魚切ダム管理事務所)	
福富ダム	平成 21 年 10 月	西部建設事務所東広島支所 (棕梨ダム管理事務所)	
仁賀ダム	平成 24 年 3 月	西部建設事務所東広島支所	
野間川ダム	平成 25 年 6 月	東部建設事務所三原支所	
庄原ダム	平成 28 年 8 月	北部建設事務所庄原支所 (庄原ダム管理事務所)	

### (2) ダムの維持管理

既設ダムについては、その機能が十分発揮できるよう適正な管理に努めると共に、老朽化に伴う管理設備の改良・更新を図る。

#### 四川ダム堰堤改良事業

老朽化の著しい管理設備の改良・更新を実施する。

事業主体 : 広島県  
 事業期間 : 平成 29～平成 33 年度  
 事業箇所 : 福山市加茂町北山  
 概要 : ダム管理用制御処理設備、  
 通信設備、観測設備更新

区分	事業費(百万円)
総事業費	450
平成 29 年度	50
平成 30 年度以降	400

※この内、広島県の事業費は 1/2

平成 29 年度事業内容：ダム管理用制御処理設備等更新実施設計



## ＝ 第 3 章 砂防・地すべり・急傾斜地 ＝



災害関連緊急急傾斜地崩壊対策事業（広島市安佐北区）



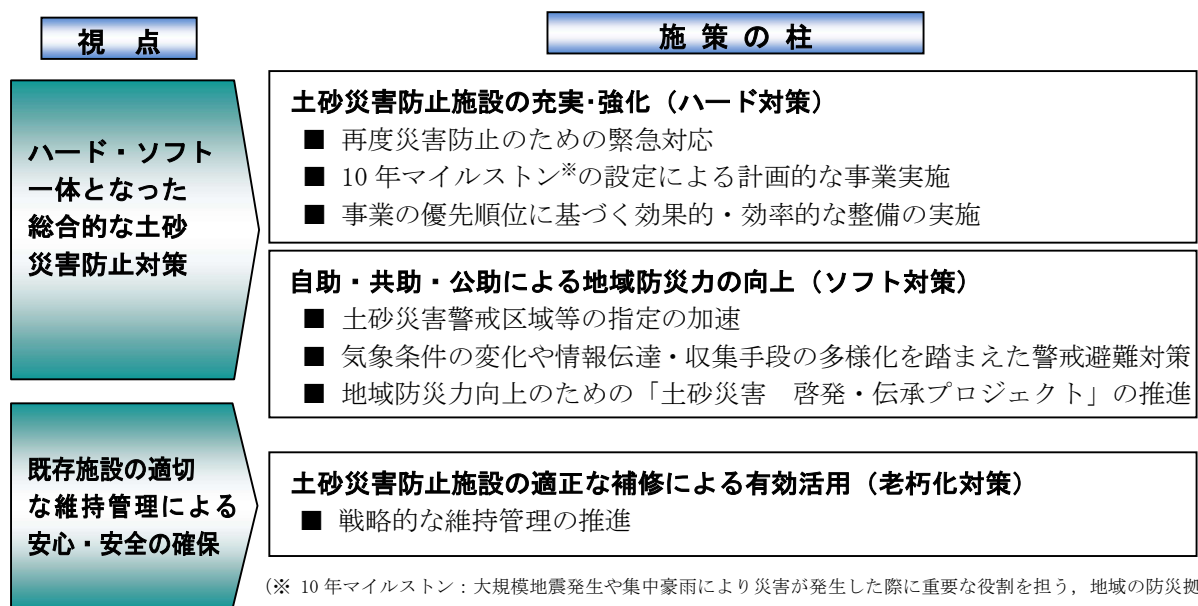
## 1 砂防関係事業の概要と整備方針

広島県は、県土の約7割が山地であり、崩壊し易い風化花崗岩（マサ土）と流紋岩等から構成される地質が、南部を中心とした人口密集地域に広く分布し、長雨や集中豪雨を起因とする、がけ崩れや、土石流等の土砂災害の被害を何度も受けてきた。こうした背景から「ひろしま砂防アクションプラン」を策定する等、総合的な土砂災害対策の推進を行ってきたところである。

また、平成26年8月20日に発生した土砂災害を踏まえ、土砂災害発生箇所の復旧対応や住宅密集地の優先整備などの効果的・効率的なハード対策の推進や、土砂災害警戒区域等の指定の加速化、「広島県『みんなで減災』県民総ぐるみ運動」と連携させた各種ソフト対策の強化・拡充を盛り込んだ「ひろしま砂防アクションプラン2016」を平成28年3月に策定し、ハード・ソフト一体となった総合的な土砂災害防止対策を推進することとしている。

### (1) 「ひろしま砂防アクションプラン2016」の概要

#### ① 基本方針



（※ 10年マイルストーン：大規模地震発生や集中豪雨により災害が発生した際に重要な役割を担う、地域の防災拠点及び大規模避難所（小・中学校）を保全する箇所について、10年間を目途に整備を行うこととし集中投資を行う。）

#### ② 計画期間

平成28年度～平成32年度（5年間）

### (2) 事業の概要

#### ① ハード対策

##### (ア) 砂防対策

重要水系の治水機能を維持するため、水源地域の保全を図る荒廃対策、県民の生命及び財産の安全を確保するための土石流対策を基本とし、明治30年に「砂防法」が施行された。

本県には、9,964の土石流危険渓流があり、このうち県の整備計画に基づき、平成28年度末までに1,945渓流を砂防指定地として指定し、効率的かつ重点的に堰堤及び護岸等の砂防設備を整備している。

##### (イ) 地すべり対策

土地の一部が地下水等に起因してすべり、人家・農耕地・道路・河川及び橋梁等に被害を与えている。この地すべり対策として昭和33年に「地すべり等防止法」が施行

された。

本県には、80 の地すべり危険箇所があり、このうち平成 28 年度末までに地すべり防止区域として指定済の 28 箇所に対し、集水ボーリング等の地すべり防止施設を整備している。

#### **(ウ) 急傾斜地対策**

一瞬にして人命及び財産を奪うがけ崩れ災害から国民の生命を保護するため、昭和 44 年に「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」が施行された。

本県には、21,943 の急傾斜地崩壊危険箇所があり、このうち平成 28 年度末までに急傾斜地崩壊危険区域として指定済の 2,096 箇所に対し、法枠等の急傾斜地崩壊防止施設を整備している。

#### **(エ) 雪崩対策**

雪崩による災害から人命を守るため、集落の保護を対象とした制度として、雪崩対策事業が創設され、昭和 60 年度から実施されている。

本県には、336 の雪崩危険箇所があり、4 箇所が整備済みとなっている。

### **② ソフト対策**

#### **(ア) 土砂災害警戒区域等の指定の加速**

土砂災害から国民の生命、身体を守るため、土砂災害のおそれのある区域を明らかにし、警戒避難体制の整備や新規宅地開発の抑制等を目的とする「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(改正法:平成 27 年 1 月 18 日施行)」に基づき、土砂災害警戒区域等の指定を推進しており、平成 28 年度末までに県内全市町において 19,754 箇所を指定している。平成 26 年の 8.20 土砂災害を踏まえ、平成 27 年度から基礎調査と区域指定の加速化を行っており、全県の基礎調査を平成 30 年度末まで、区域指定を平成 31 年度末までに完了させることを目標とし、全力で取り組んでいる。

#### **(イ) 気象条件の変化や情報伝達・収集手段の多様化を踏まえた警戒避難対策**

土砂災害への備えや警戒・避難に役立てるため、雨量情報、土砂災害警戒情報、土砂災害危険箇所及び警戒区域等の情報を、インターネットやメール通知サービスにより提供している。さらに、平成 26 年 12 月から NHK 広島放送局のデータ放送で土砂災害危険度情報の提供、平成 29 年 4 月からは、災害時要配慮者(色覚、聴覚障害者等)に配慮した土砂災害危険度情報の提供等、警戒避難支援の機能拡充に取り組んでいる。

#### **(ウ) 「土砂災害 啓発・伝承プロジェクト」の推進**

平成 26 年の 8.20 土砂災害の教訓を踏まえ、再び同じ災害を繰り返さないためには、土砂災害に関する防災意識の醸成を図るとともに、災害の記憶を風化させず、被災の事実を後世に伝承していく必要がある。「土砂災害 啓発・伝承プロジェクト」では、土砂災害への防災意識を県民へ広く啓発することに加えて、被災事実を地域に確実に伝承していく取組を積極的に実施することで、地域防災力の向上を推進していく。

### **③ 直轄砂防事業**

平成 13 年度から広島西部山系において、国(国土交通省)が事業を実施している。



(3) 区域の概況

平成 29 年 3 月 31 日 現在

区分 事務所 (支所)	砂 防 指 定 地				地すべり防止区域			急傾斜地崩壊危険区域			土砂災害警戒区域等							
	指 定 渓流数	指 定 面積 (ha)	指 定 延長 (km)	危 険 渓流数	指 定 箇所数	指 定 面積 (ha)	危 険 箇所数	指 定 箇所数	指 定 面積 (ha)	危 険 箇所数	土石流		急傾斜		地すべり		合計	
											警 戒 区域	特 別 警 戒 区域	警 戒 区域	特 別 警 戒 区域	警 戒 区域	特 別 警 戒 区域	警 戒 区域	特 別 警 戒 区域
西 部	546	3,741.5	658.4	3,262	2	20.1	9	578	341.0	5,027	1,415	1,222	2,755	2,626	1	0	4,171	3,848
呉 (支所)	276	849.3	221.5	798	0	0	0	752	486.8	2,086	1,130	988	1,778	1,597	0	0	2,908	2,585
廿日市 (支所)	155	789.0	193.2	575	1	52.1	6	138	90.9	1,021	618	535	1,044	1,008	2	0	1,664	1,543
安芸太田 (支所)	132	1,446.3	234.8	420	3	17.0	11	56	84.6	914	655	566	993	982	0	0	1,648	1,548
東広島 (支所)	198	1,717.2	260.8	916	1	10.0	1	185	186.6	2,865	1,059	834	1,366	1,314	0	0	2,425	2,148
東 部	139	3,182.1	187.1	1,227	8	126.3	15	135	103.9	3,068	710	592	1,564	1,502	7	0	2,281	2,094
三 原 (支所)	247	2,281.1	347.1	1,357	3	25.8	7	192	141.3	3,638	823	693	1,497	1,456	1	0	2,321	2,149
北 部	134	722.1	192.4	515	1	5.1	2	35	32.8	1,300	362	329	680	651	0	0	1,042	980
庄 原 (支所)	118	897.9	188.4	894	9	283.1	29	25	30.6	2,024	588	384	703	694	3	0	1,294	1,078
計	1,945	15,626.6	2,483.7	9,964	28	539.5	80	2,096	1,498.5	21,943	7,360	6,143	12,380	11,830	14	0	19,754	17,973

※ 渓流が複数の建設事務所（支所）管内にまたがる場合があるため、計は各建設事務所（支所）の合計に一致しない。

2 平成 29 年度事業の内容

(単位：千円)

区 分	事 業 内 容	予 算 額
土砂災害防止施設の整備	国直轄事業 直轄砂防事業 (広島西部山系直轄砂防)	2,496,000 (県負担金)
	補助公共事業 土石流対策 88箇所 (うち特定緊急砂防事業 2箇所) 急傾斜地崩壊対策 105箇所 (うち災害関連地域防災がけ崩れ対策事業 3箇所) 地すべり対策 3箇所	1,908,900 (うち 126,000) 1,729,707 (うち 11,207) 29,400
	単独建設事業 土砂災害防止対策 58箇所	905,000
「土砂災害防止法」に基づく土砂災害警戒区域等の指定等	土砂災害警戒区域等の指定の基礎となる地形、地質等の調査	2,541,000
土砂災害警戒情報の提供等	情報提供システムの拡充等	54,600
単独維持修繕事業	老朽施設の修繕等	819,000
合 計		10,483,607

3 砂防関係施設の維持管理

本県では、現在、砂防法、地すべり等防止法及び急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に基づき、砂防指定地、地すべり防止区域及び急傾斜地崩壊危険区域を指定しており、この各指定地内の管理にあたっては、標識・標柱を設置し、指定区域を明確にするとともに、不法行為の取締り、パトロールの強化及び警戒避難体制の整備等を行っている。

また、砂防設備、地すべり防止施設及び急傾斜地崩壊防止施設の維持修繕についても、アセットマネジメントの点検結果に基づき、緊急度の高いものから計画的に修繕を実施していく。

なお、急傾斜地崩壊防止施設の維持修繕のうち土砂の除去や標識の補修や更新等については、一部を除く市町に対して事務を移譲している。

